

○財務省告示第三七四号

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十七条第二項の規定に基づき、平成二十六年五月十二日から発行を開始する日本銀行券五千円の様式は、平成十六年十一月一日から発行を開始する日本銀行券壹万円、五千円及び千円の様式を定める件（平成十六年八月財務省告示第三百七十四号）に定める日本銀行券五千円の様式とする。この場合において、表の項中「黒」とあるのは、「暗い黄赤」とする。

平成二十五年十二月三日

財務大臣 麻生 太郎